

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
《論点等説明資料》

主要な論点

- 当該法人は、「労働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント」の登録機関として指定を受けているが、政策上の位置づけ、役割を果たしていると言えるか。効率的に運営されているか。

(参考)

- ・ 指定根拠等 労働安全衛生法第 84 条、第 85 条、第 85 条の 2、第 85 条の 3

- ・ 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録状況等

平成 21 年度登録状況 登録 312 登録事項の変更等 76

- ・ コンサルタントと安全管理士・衛生管理士（労働災害防止団体に規定）の違い

労働安全・労働衛生コンサルタントは、労働安全・労働衛生コンサルタント試験に合格して登録された者でその名称を用いて他人の求めに応じ報酬を得て事業場の安全・衛生診断及び指導を行う（労働安全衛生法第 81 条）。

安全管理士・衛生管理士は、労働災害防止団体がその業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項を行わせるために置くものである（労働災害防止団体法第 12 条及び第 36 条）。コンサルタントの資格を有している者は安全管理士・衛生管理士になることが可能である。

- 当該法人が受託している委託事業の必要性はあるのか。十分な効果は得られているのか。

(参考 1)

平成 22 年度委託事業	委託額 (千円)	委託開始年度
中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業	73,783	平成 19 年度
製造業等における安全優良職長ネットワーク事業	2,847	平成 22 年度

(次ページに続く)

(参考2) 各事業の主な実績

(予算執行率)

事業名		H19年度	H20年度	H21年度
中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業	委託額(千円)	106,108	113,738	83,163
	執行率(%)	100.0	100.0	87.3
製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進事業	委託額(千円)	—	—	21,623
	執行率(%)	—	—	67.1
安全衛生マネジメントシステムに関するASEAN+3ダイアログ開催事業	委託額(千円)	—	—	3,672
	執行率(%)	—	—	100.0

(主なアウトプット)

事業名	単位	H19年度	H20年度	H21年度
中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業	件	472	507	512
製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進事業	右記	—	—	研修開催14回 マニュアル印刷 7,000部
安全衛生マネジメントシステムに関するASEAN+3ダイアログ開催事業	右記	—	—	準備会議 4日 本会議 6日

(次ページに続く)

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する委託費等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。
- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。
併せて、9月3日付けの厚生労働大臣からの要請「役員・職員の公募についてのお願い」を踏まえ、具体的にどのような対応を行うのか。

（参考1）組織体制（平成22年4月1日現在）

- ・役員数 52名（うち常勤1）
うち国家公務員OB 1名（うち常勤1）
※国家公務員OBの常勤役員1名は、平成22年6月23日付けで退任
- ・職員数 7名
うち国家公務員OB 2名
管理部門比率 21% (1.5/7)

（参考2）大臣要請を受けての役職員公募の方針

- ・役員・・・平成22年6月23日付けで退任
- ・職員・・・OB職員の退職（H23年3月）後の採用については公募を実施予定

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。内部留保、積立金が過剰ではないか。

（参考）

【資産の状況】 H21年度決算 （億円）

現預金 <small>（流動資産）</small>	有価証券 <small>（流動資産）</small>	固定資産*1 <small>（土地・建物等）</small>	積立金・ 引当金等*2	その他	計
0.62	0	0.04	0.38	0	1.04

内部留保率：26%

*1 土地、建物は所有していない。

*2 退職給付引当資金、生涯研修センター運営資産等より成る。

（次ページに続く）

《法人の財務状況について》

- 当該法人は、「生涯研修センター運営資産」として、約 2,800 万円の資産を保有しているが、これはどういう目的のものか。

(参考) 平成 21 年度 貸借対照表 (特定資産)

➤ 生涯研修センター運営資産 2,784 万円

- 単年度収支が赤字基調であった登録事務について、収支均衡を図るべく経費節減に努めるとしているが、具体的にどうするのか。

《指定登録機関》

- 当該法人は「労働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント」の登録機関として指定を受けているが、政策上の位置づけ、役割を果たしていると言えるか。効率的に運営されているか。

(参考)

・ 指定根拠等 労働安全衛生法第 84 条、第 85 条、第 85 条の 2、第 85 条の 3

・ 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録状況等

平成 21 年度登録状況 登録 312 登録事項の変更等 76

・ コンサルタントと安全管理士・衛生管理士（労働災害防止団体に規定）の違い

労働安全・労働衛生コンサルタントは、労働安全・労働衛生コンサルタント試験に合格して登録された者でその名称を用いて他人の求めに応じ報酬を得て事業場の安全・衛生診断及び指導を行う（労働安全衛生法第 81 条）。

安全管理士・衛生管理士は、労働災害防止団体がその業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項を行わせるために置くものである（労働災害防止団体法第 12 条及び第 36 条）。コンサルタントの資格を有している者は安全管理士・衛生管理士になることが可能である。

(次ページに続く)

- 当該法人を今も登録機関として指定する必要性はあるのか。他の主体で実施することと比較して、効果的であるか。

(参考)

- ・ 事業活動の実績（講習・研修会等）
平成 21 年度実施状況
労働安全研修会（8 / 8、161 人参加）
労働衛生研修会（8 / 9、130 人参加）
リスクアセスメント研修（7 / 8、9、85 人参加）
等 15 回開催
- ・ 他の資格の登録制度の状況（士業など）
弁護士（弁護士法第 8 条） 日本弁護士連合会に備える名簿に登録が必要。
行政書士（行政書士法第 6 条） 日本行政書士会連合会に備える名簿に登録が必要。
技術士（技術士法第 32 条） 日本技術士会に備える技術士名簿に登録が必要。
計量士（計量法第 122 条） 経済産業大臣に登録を受けることが必要。

- 「労働安全・労働衛生コンサルタント」の「試験」を担当する（財）安全衛生試験技術協会の省内仕分け結果（前回対象）を踏まえ、

- ・ 事業ごと（試験事業・登録事業）の収支状況をわかりやすく公表することとしているが、いつ、どのような形で実施するのか。
- ・ 受験者が減少する中、（財）安全衛生試験技術協会は資格の周知を図ることとしているが、当会ではどのような対策を実施するのか。

(参考) (財) 安全衛生技術試験協会の概要

設 立 昭和 51 年 4 月 1 日

所在地 東京都

事務・事業 労働安全衛生法に基づく 18 種類の免許試験の実施事務、労働安全・労働衛生
コンサルタント試験の実施事務、作業環境測定士試験の実施事務

- 当該法人の登録手数料は、登録のコストに見合った適切な額が設定されているのか。状況に応じて、適切な見直しが行われているか。

(参考)

- ・ 登録手数料の推移

登録手数料は、昭和 53 年 4 月に 30,000 円で決定。以降、登録料の変更はしていない。

(次ページに続く)

- 当該法人の登録機関としての会計区分は明確になっているか（登録手数料、入会金、会費等の収支区分）。支出内訳は妥当であるか（人件費、事務費等管理費が過大になっていないか）。

（参考）

- ・ 会計の内容について

登録事務特別会計（平成21年度決算）

収入	9,547 千円
登録等手数料	9,546 千円
支出	9,192 千円
事業費	2,192 千円
人件費	7,000 千円
収支差	355 千円

《委託事業等》

- 当該法人が受託している委託事業の必要性はあるのか。十分な効果は得られているのか。

（参考1）

平成22年度委託事業	委託額（千円）	委託開始年度
中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業	73,783	平成19年度
製造業等における安全優良職長ネットワーク事業	2,847	平成22年度

（参考2）各事業の主な実績

（予算執行率）

事業名		H19年度	H20年度	H21年度
中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業	委託額(千円)	106,108	113,738	83,163
	執行率(%)	100.0	100.0	87.3
製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進事業	委託額(千円)	—	—	21,623
	執行率(%)	—	—	67.1
安全衛生マネジメントシステムに関するASEAN+3ダイアログ開催事業	委託額(千円)	—	—	3,672
	執行率(%)	—	—	100.0

（次ページに続く）

(主なアウトプット)

事業名	単位	H19年度	H20年度	H21年度
中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業	件	472	507	512
製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進事業	右記	—	—	研修開催14回 マニュアル印刷 7,000部
安全衛生マネジメントシステムに関するASEAN+3ダイアログ開催事業	右記	—	—	準備会議 4日 本会議 6日

○ 委託事業に「中小企業の職場の危険性・有害性除去のためのリスクアセスメント診断・指導事業」が含まれているが、労働災害防止団体が実施する業務との重複はないか。

○ 当該委託事業の契約方式は、今年度は企画競争となっているが妥当な方式か。

今後、一般競争入札（最低価格方式）による調達実施について検討することとされているが、参加資格要件をいつまでに検討し、実施するのか。

(参考)

・契約状況等

平成22年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業

企画競争方式 応札者 1者 予定価格 73,838千円 契約額 73,783千円

平成22年度製造業等における安全優良職長ネットワーク事業

企画競争方式 2回応札者なし 3回目応札者 1者

予定価格 2,847千円 契約額 2,847千円